

平成16年 第1回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成16年5月18日（火）午後7時00分

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

【委員】 向田直範、矢吹徹雄、植松美由紀、酒井哲夫、三塚ヨシエ

【事務局】 総務部長、情報管理課長、情報公開担当主査、情報管理担当員（3名）

傍聴者 なし

議 題 【諮問1】 石狩市情報公開条例及び石狩市個人情報保護条例の一部改正について

- （1） 指定管理者が保有する文書であって自己が管理を行う公の施設に関するものの公開についての規定を追加する。
- （2） 指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報取扱事務について、石狩市個人情報保護条例第2章の規定を準用する。
- （3） 指定管理者が保有する公の施設に関する個人情報の開示について、第3章を適用する場合の規定を追加する。

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 平成16年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料・・・資料1

議事内容

1 開会

【向田会長】 ただいまから平成16年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。それでは、本日の予定について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日は指定管理者制度の導入に伴う石狩市情報公開条例及び石狩市個人情報保護条例の改正についての諮問案件1件についてご審議をいただき予定となっております。また後ほど、平成15年度の情報公開請求及び個人情報の開示請求についての実績報告をさせていただき予定となっております。以上宜しくお願いいたします。

【向田会長】 はい、それでは、市長の方から諮問を受けたいと思います。宜しくお願いします。

【総務部長】 はい、市長助役は不在でありますので、総務部長の私から諮問させていただきます。

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

指定管理者制度の導入に伴う石狩市情報公開条例及び石狩市
個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

平成15年9月2日、公の施設の管理に関する制度を改正する地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「一部改正法」という。）が施行されました。

これまで、一定の要件を満たさなければ公の施設の管理受託者となることはできませんでしたが、この改正により、株式会社等の民間事業者が指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能になりました。

この一部改正法による指定管理者制度の運用を開始するに当たり、指定管理者が保有する公の施設に関する情報についても適正な取扱いが必要であり、石狩市情報公開条例及び石狩市個人情報保護条例において、その取扱いを定めるべきであると考えことから、次のとおり諮問いたします。

記

1. 石狩市情報公開条例の一部改正について

指定管理者が保有する文書であって自己が管理を行う公の施設に関するものの公開について規定を追加する。

2. 石狩市個人情報保護条例の一部改正について

- （1）指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報取扱事務について、石狩市個人情報保護条例第2章の規定を準用する。
- （2）指定管理者が保有する公の施設に関する個人情報の開示について、第3章を適用する場合の規定を追加する。

【事務局】 それでは、私の方から書類の確認をさせていただきます。まず、本日お渡ししました資料ですが、まず、会議次第ですけれども3枚組となっております。

2枚目が諮問内容について、3枚目が情報公開条例、個人情報保護条例の改正点について述べたものです。次に地方自治法の一部を改正する法律案についてということで2枚組となっております。2枚目は法律案の概要となっております。次に各条例の新旧対照表ですが、5枚組となっております。最後に規定の準用及び読み替え後の比較表を配布しております。なお、事前に配布いたしました資料につきましては、内容に訂正箇所がありましたので、本日お渡ししました資料と全て差し替えをお願いいたします。

【事務局】 それでは、私の方から資料説明させていただきます。まず、本日の諮問の発端となりました地方自治法の改正からご説明いたします。みなさまのお手元にあります資料のうち「地方自治法の一部を改正する法律案について」と書かれました2枚組みの資料をご覧いただきたいと思います。ここには、諮問にもありました平成15年法律第81号の「地方自治法の一部を改正する法律」の改正点が記載されております。改正点としては2点ありまして、まず（1）の公の施設の管理に関する制度の改正と（2）の都道府県の部局数の法定制度の廃止となっておりますが、この度の諮問に関する改正点は（1）に関係するものであります。公の施設の管理につきましては、法の改正前は、ここにも記載されていますように管理委託制度のなかで、地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすものや他の公共団体、それから公共的団体といったものでなければ管理受託者とはなれませんでした。しかしながら、改正後は、指定管理者制度となりまして、地方公共団体の指定を受けたものが指定管理者として、管理を代行することが可能になったわけでありまして。「たとえば」ということでここに2例ほどあげておりますが、株式会社などの民間事業者が指定管理者としてこの管理を行ったり、PFIと申しまして、民間の資金などを活用して建設した、たとえば、有料の橋などにつきまして、そのPFI事業者による管理代行が行えるようになったわけでありまして、

改正されたこの地方自治法につきましては、既に平成15年9月2日に施行されておりますので、現在、石狩市が管理委託を行っているような公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行しなければならないとされています。また、これから新規に発生する施設につきましては、最初からこの指定管理者制度で運営するか、もしくは市直営で運営するかのどちらかというふうになります。

次に2枚目のページをご覧いただきたいと思います。

ここには、「Ⅰ 公の施設の管理に関する制度の改正」ということで、指定管理者制度の手続き上の説明が書かれております。まず、①ですが、指定管理者制度を導入するためには、個々の施設において「指定の手続き」「業務の具体的範囲」それから「管理の基準」といった事項について条例を制定する必要があります。

次に②になりますが、指定管理者を議決を経て管理期間を定めて指定することになります。

③については、施設の利用料金は、指定管理者の収入とすることができるという規定についての説明であります。また、④にあります、指定管理者は毎年事業報告書を市に提出する義務が課せられています。⑤については、指定管理者に対して地方公共団体の長、市長ということになりますが、指定の取り消しや業務停止命令を行えるという規定になります。

最後に⑥についてですが、指定管理者が行えるとされている施設の利用拒否や利用関係の設定など今まで市町村の処分に該当するものに対して住民が不服申し立てをすることについては、地方公共団体の長に対する審査請求として整理するというような規定となっております。以上が今回の諮問に関係する地方自治法の改正の概要であります。

次に、こちらの「会議次第」と書かれた資料をご覧いただきたいと思います。2枚目に「諮問書」の写しがありまして、次の3枚目になりますが「石狩市情報公開条例及び石狩市個人情報保護条例の一部改正について」という要点が記載されたペーパーとなります。ここにも記入してあるんですけども指定管理者制度の導入に伴いまして、公の施設の管理に関する情報というのは、指定管理者が保有する情報となります。指定管理者は条例上の実施機関ではないため、施設の利用者名簿などの個人情報を含む施設に関する情報の取扱を適正に保つことを目的としまして、石狩市情報公開条例と石狩市個人情報保護条例を改正しようとするものであります。まず、石狩市情報公開条例の改正点の要点ということになりますが、指定管理者に対し、指定管理者が管理する公の施設に関する文書について公開に努めるということを規定します。また、実施機関に対しましては、指定管理者に公開請求に係る文書の提出を求める義務というのを規定します。次に、石狩市個人情報保護条例の改正点につきましては、指定管理者が保有する公の施設に関する個人情報の取扱については、条例の第2章を準用することといたします。このことによって、収集の制限や利用・提供の制限などにつきましては、実施機関と同様の義務を指定管理者が負うこととなります。また、開示請求に関しましては、第3章を適用しまして、指定管理者を指定した実施機関が請求を受け付けまして、その情報があるかどうかを指定管理者に確認を行い、開示等の決定を行い、それから開示する場合には、指定管理者からその個人情報の提供を受けて開示することとなります。条例の改正点についてはポイント的には以上であります。

それから条文の改正案につきましては、こちらのちょっと字が小さくて読みづらい部分もあるかと思いますが、こちらの新旧対照表をつけさせていただいております。まず、1ページ目が石狩市情報公開条例の改正案であります。指定管理者の情報公開として、第21条を新規に追加しまして、改正前の第21条を第22

条といたします。

次の２ページ以降につきましては、石狩市個人情報保護条例の改正案の新旧対照表ということになります。

まず、改正前におきまして、個人を検索できる状態で個人情報を記録した公文書を使用する事務というのを今まで公文書取扱事務というふうに規定しておりましたが、指定管理者が保有する文書につきましては公文書ではないため、改正後は対象となる文書を公文書に限定することをやめて、個人情報取扱事務というふうに改正いたします。

また、次の３ページ目ということになりますが、中ほどの３１条の項になりますが指定管理者に関する特例として第３１条を新規に追加いたしまして、改正前の第３１条以降を１条ずつ繰り下げることにいたします。改正後の第３１条に規定するこの指定管理者に関する特例としましては、まず第１項におきまして、指定管理者の個人情報の取扱を実施機関同様とするために第２章を準用することを規定いたします。ここにあります表につきましては、第２章を準用する場合の読み替え規定であります。

また、次のページにいきまして、ちょうど中ほどにあります第２項におきましては、既にこれまで審査会におきまして議題となりました諮問・答申について、指定管理者にも適用する旨の規定というふうになります。それから最後の第３項につきましては、石狩市個人情報保護条例の第３章に規定された個人情報の開示請求に関する手続きをこの指定管理者に適用する場合の読み替え規定というふうになります。この場合は、実施機関が請求を受け付け、指定管理者から請求に係る情報の提供を受けて開示をすることになります。この読み替え規定につきましては、この表だけでは非常にわかりづらいというふうに思いましたので、資料としまして、それでは、実際に読み替えた場合どうなのかという部分をわかりやすい資料になるようにということでこちらのカラー刷りの読み替え比較表を作成いたしました。こちらの読み替え比較表であります。まず第２章で緑色に表示をしております部分は、準用することにより主語が置き換わる部分ということになります。ですから実施機関が指定管理者というふうに主語が置き換わることになります。

それから赤色で表示をしております部分は読み替え規定によって置き換わる部分であります。これによりまして、第２章におきましては、指定管理者は、実施機関と同様の個人情報の取り扱いを行わなければならないというふうになります。それからこの資料の５枚目ということになりますが、ここからが第３章を適用する場合の読み替え比較表ということになります。ここでも、この読み替えによりまして、指定管理者が保有する個人情報の開示請求の手続きについては、実施機関が受け付けから開示まで行うということになります。以上が、指定管理者制度の導入に伴う条例の改正案であります。非常に雑駁ですが、これで説明を終

わらせていただきます。

【向田会長】はい、ありがとうございました。今、説明にありましたように地方自治法の改正によりまして、指定管理者制度が導入される。これに伴いまして、指定管理者も情報公開条例及び個人情報保護条例の範囲内で捉えていくということが必要だということから、それに関する条例の改正点を説明していただきました。まあ、既に事前にお読みになっているとは思いますが、今の説明につきましてどうぞ、ご質問なり、ご意見を述べていただきたいと思います。

【向田会長】ちょっと、私の方からなんですけれども、この指定管理者制度が導入されたら、石狩市の場合、例えば、どういうものが具体的に・・・何か想定しているんですか？

【総務部長】はい、市の方においては、委託しているものを含めて、237くらいものを想定してます。例としては、公園関係あるいは市の方であります石狩市公務サービスという会社にも市のほうで委託している関係では、この法律上の解釈からいけば、給食センターの関係とか、あるいは法令の解釈では番屋の湯、これも指定管理者の該当項目となると、昨日現在、全庁に今、その概要書を挙げるよう指示をしましたが、現在、石狩の条例上に関わるものから拾い上げたら237項目です。

【向田会長】結構、ありますねえ。はい、わかりました。本当に身近なところから変わりますね。

【総務部長】集会所、公民館、給食センターですか・・・。

【向田会長】そうですか。それでは、まず、情報公開条例の一部改正についてはどうでしょうか？

【向田会長】具体的には、20条の後に21条を入れまして新たに追加してその後の条項を先送りするという形になります。20条が会議の公開ということで、これは実施機関の話ですが、その付属実施機関はその付属機関及びこれに類するものの会議を公開するとともに、それらの会議を傍聴するものの利便を図るよう努めるものとする、ということになっています。その後に21条を入れて指定管理者の情報公開ということにする。指定管理者はその保有する文書であって自己が管理を行う同法第240条第1項に規定する公の施設に関する（同法というのは地方自治法ですが）、公の施設に関するものの公開に努めるものとするということです。そして、2項で実施機関は前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し、閲覧写しの交付等の申し出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとするということになっております。それで、3項で前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定めるということで、この部分が新たに追加されるということです。この改正によって情

報公開条例の実施機関のみならず指定管理者もカバーできると、そういうものだと思いますが、ご意見ありましたら……。

【向田会長】矢吹さん如何ですか？

【矢吹副会長】 よろしいんじゃないでしょうか。特に問題はないと思います。

【向田会長】 如何でしょうか？まあこの点については特に問題ないと思いますがよろしいですか？

【委員一同】 はい。

【向田会長】 それでは次に個人情報保護条例のほうでございしますが、先ほどの説明にもございましたように、従来は公文書取扱事務と言っていたのを今度は個人情報取扱事務ということで、つまり、公文書ということだと指定管理者をカバーできないということで個人情報取扱事務というかたちで、公文書というものを全て個人情報というかたちで捉えなおすというか、そういうふうに変えていきたいということです。2ページ目がそうですね。それから、個人情報保護条例の31条に指定管理者に関する特例を設けるということです。そして、従来の31条を32条のほうに移し変えていくということですね。30条はどういう規定になっているかという、国又は他の地方公共団体の協力要請ということです。

市長は個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとするということで、その後に指定管理者の特例を置いて、この指定管理者については第2章の規定を準用するということです。第2章というのは、個人情報の適正な取扱の確保ということで規定されておりますが、この規定を準用する。それで、第2章は対象は実施機関なんです、この実施機関の部分指定管理者というふう読み替えるというかたちで、こういう改正を行うということですね。

この、さきほどの説明のなかの31条の2項ですが、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について第8条第2項第2号若しくは第3項第7号、第10条第5号又は第11条第2項の規定により既に審査会の意見を聞いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審査会の意見を聴いたものとみなすということは、事前に通常は審査会の意見を聴くということになるんでしょうかね？

【事務局】 はい、この部分につきましては、基本的に指定管理者が、たとえば個人情報を収集するにあたって、本来であれば審査会の意見を聴かなければならないという事項について、それと同様の案件から既に審査会で討議されているような場合、それは討議したものとみなすという扱いであります。

【向田会長】 もし、討議されていない場合は、実施機関が当然こちら審査会に意見を聴くことになりますから、そうするとつまり、審査会というかここで必ず議論が既にされているということになりますね？

【事務局】そうですね、はい。

【酒井委員】時代の流れでいいんですけれども、当然、法に基づく条例改正という
とで、まあ、民間に任せるのはかまわないんですけれども、問題があったときの
指定の取り消し、業務の停止命令、ここまでですよね結局は。これ以上できない
ですよね。

【向田会長】解散命令とかはできないですよ。

【酒井委員】個人情報とかは本来、役所で管理すべきものが民間に分かってしまう。
そこまではある程度、いいんですけれども、そこで例えば、個人情報が漏洩した
ときにそこまで、責任が終わるという形ですよ？

【向田会長】ただそれは、もし、石狩市民がその情報で何らかの被害を受けた場合、
損害賠償請求するとか、そういう道はありますよね。まあ、市役所の関係ではそ
ういうことですよ。

【酒井委員】まあ、そうですね。

【事務局】その漏洩という部分につきましては、現在、国のほうの行政機関の保有
する個人情報保護に関する法律のなかで、罰則規定というものがございます。
この部分につきましては、やはり国の法律に準じた形で石狩市の個人情報保護条
例のほうも改正していく必要があるのではないかと感じております。その部分に
つきましては、今後の検討課題ということで、こちらのほうでは、いろいろ検討
を進めている段階でございます。

【向田会長】ですから、いま、検討課題としてそれがあるという形で答申として載
せておいたほうが、やり易いのかもしれませんね。つまり、そういう個人情報の
漏洩があったときの心配、国もそういうことをやっているから、そういうことも
考えていると。別に付帯意見を付けるということではないけれども、そういうこと
も、委員会での議論として議事録に残しておいてください。

【事務局】はい。

【植松委員】先ほど、237箇所該当する施設があるという話がありましたが、た
ぶん、これだけの数があると、さまざまなものがあると思うんですが、ここで
収集される個人情報のその範疇というようなものは、大体、どんなものなのかと
いう想定はできるんですか？

【事務局】はい。いま想定しておりますのは、やはり、施設に関する個人情報とな
りますと、やはり一番多いのは利用者名簿というような個人情報になるかと思
います。

【植松委員】ということは、住所、氏名の類ということですか？場合によっては電
話番号とかそういうところまでということですか？

【向田会長】個人情報保護条例で言っているところの個人情報ですね。

【酒井委員】難しいですよ。民間だったら自分の企業が収益を上げるためにどの
ような形でお客さんというカリピーターを呼ぶかというのを考えていくわけで

すよね。まあ、それは、利益追求のためにするんですけれども、例えば給食センターの部分でいうと、まあ、簡単に言いますと枠内の料金で一人当たりの単価をこれくらいにすればいいという形でいくのか、民間で考えれば、例えば子供の病状に関する情報ですとか、そういう情報を本人からできるだけ収集した上で提供するという形をとると、市で考えているより、業者自体が利益追求のために更に個人情報収集するという考え方が出てくると思うんです。それをどこまで管理して抑えて個人情報を保護していくか、かなり難しい部分が出てくると思うんです。

【向田会長】民間でもヤフーの例の見られるように、かなりの被害が出ているようですね。現代的な問題ですね。

【酒井委員】どこかの会館を管理するだとか道路の利用料金のことでいくと、せいぜい、名簿だとか生年月日の類ですよね。先ほどの給食センターの話になりますと、かなり、個人情報というものが出てくると思うんです。例えば福祉施設となると、なお、そういう部分が出てくると思うんですよね。

【総務部長】これは、おっしゃるように「りんくる」も該当してきますし、今、各部に戻しまして、今、酒井委員がおっしゃるようにそういった問題をはらむという報告が各部からあがってくると思うんです。そうしたときには、直営がいいという意見が出てくるでしょうし、内部で指定管理者が適当かどうか、この辺は十分検討材料になってくると思うんですけれども、私どもといたしましては、今のところ、そういうところもあるだろうという想定でしかお答えできないものから・・・。

【向田会長】必ずしも、直営が良いとは言えないですね。

【総務部長】それは言えないですね。

【向田会長】民間に任せ、もし、民間が情報漏洩した場合、その会社はもう、指定管理者とはなれないというシステムがいいかもしれないですね。ここの判断は非常に難しいんですよ。以前は役所のすることは良かったんですけれども、必ずしもそうは言えないということが言われてきていますから。どちらがいいかどうかというのは、難しいですね。いずれにしても、個人情報をどのように管理していくかというのは、ここだけの話ではなくて、いろいろな分野で議論され検討されていると思います。まあ、今回は地方自治法の改正に伴って、こうせざるを得ないということで、従来の条例を前提としてこのように改正すると・・・なお、国の法律との関係で罰則規定を今後どのようにするのか考える必要があるのではないかと思います。如何でしょうか？答申についてはそういう問題を含んでいます、今回は答申どおりお答えしたいと思います。

それでは、実績報告を事務局のほうからお願いします。

【事務局】それでは、平成15年度の情報公開と個人情報保護の実績につきまして、ご報告させていただきます。まず、情報公開制度の実績につきましては、制度の

利用件数としては6件ございました。1番目の制度の利用状況を示した表の中では、開示の請求件数の計が7件となっておりますが、これは議会と市長部局にまたがった請求が1件あったことによるものであります。また、市長部局の件数におきまして、開示の請求件数が5に対しまして、全部開示の決定件数が4、一部開示が1、文書不存在が1、一部却下が1となっておりますのは、1件の請求に対しまして全部開示の部分と不存在、それと一部却下が発生したことによるものであります。この一部却下につきましては、請求の内容が公文書の開示を求めるものではなく、市の見解を求めるものであったため、情報公開制度の手続きとしては却下という判断を行ったものであります。2の情報公開の内訳の表を見ていただきたいと思います。請求ごとに整理番号を付しておきまして、合計6件となっております。それぞれ請求に係る公文書名等を表示いたしまして、その右側に決定内容を記載しております。情報公開制度の実績については以上であります。次のページへ参りまして、個人情報保護制度の実績であります。こちらの利用実績については3件ございました。1の制度の利用状況の表をご覧くださいと思いますが、いずれも実施機関は市長部局となっており、開示の請求件数3件に対しまして、全部開示が1件、一部開示が1件、文書不存在が1件となっております。次に、2の個人情報開示請求の内訳をご覧くださいと思いますが、請求の内訳としましては、自己の住民票と戸籍附表の交付請求書、住民票の請求履歴、診療明細（レセプト）の開示請求であります。個人情報保護制度の利用実績については以上であります。情報公開制度、個人情報保護制度の両方を通じまして、平成15年度においては、異議申し立てはありませんでした。

以上で、平成15年度の実績報告を終わります。

【向田会長】 念のために聞きたいのですが、1枚目の2の情報公開請求の内訳の5に市長及び議長の交際費の使途明細の判る資料で一部開示ということは一部不開示したということですか？

【事務局】 これは第三者の氏名が入っている部分がありまして、その部分を黒塗りしまして公開をしております。

【向田会長】 これは件数的にみるとどうなんでしょうね？他の市町村なんかはもっとあるんでしょうかね？

【事務局】 ホームページ等で調査をする場合がありますが、件数的には少ないほうかと感じております。

【事務局】 石狩市は以外に少ないという印象ですね。オンブズマンの請求が増えたという印象はありますけれども、それまでは、本当に少なかったというふうに感じております。

【諮問 1】

平成16年5月18日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範

平成16年5月18日付石情報第47号をもって諮問のありました、指定管理者制度の導入に伴う石狩市情報公開条例及び石狩市個人情報保護条例の一部改正について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【向田会長】今日の審査会はこれで終わりにいたします。次回は何か予定などございますか？

【事務局】先ほどの話しにもありました罰則規定につきまして、今まで検討しているんですけども、できれば、12月議会の条例改正に間に合う形で検討を進めさせていただきたいと考えております。9月頃からその原案を固めるというふうにしていきたいと思います。また、10月頃になるかと思いますが、審査会の中でその部分につきまして、ご審議をいただきたいと考えております。

【向田会長】それではこれで終わります。ありがとうございました。